

令和7年度における中部地区のフリーランス・事業者間取引適正化等法  
第2章の運用状況等について

令和8年6月25日  
公正取引委員会事務総局  
中部事務所

第1 フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章<sup>1</sup>の運用状況

1 違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

(1) 新規着手件数（第1表参照）

令和7年度に新規に着手した違反被疑事件は110件である。

(2) 処理状況（第1表及び別紙参照）

令和7年度の違反被疑事件の処理件数は117件であり、このうち、104件について、①フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条の規定に基づく勧告又は②同法第22条の規定に基づく指導の措置を講じている。

勧告件数は1件、指導件数は103件であり、勧告事件の概要は別紙1、主な指導事件の概要は別紙2のとおりである。

(第1表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件の処理状況)

年度	新規着手件数	処理件数				
		措置			不問	計
		勧告	指導 (注2)	小計		
令和7年度	110	1	103	104	13	117
令和6年度 (注1)	15	0	0	0	0	0

(注1) 令和6年度は、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行された令和6年11月から令和7年3月までの件数。

(注2) 指導には違反のおそれのある行為に対する指導の件数を含む。

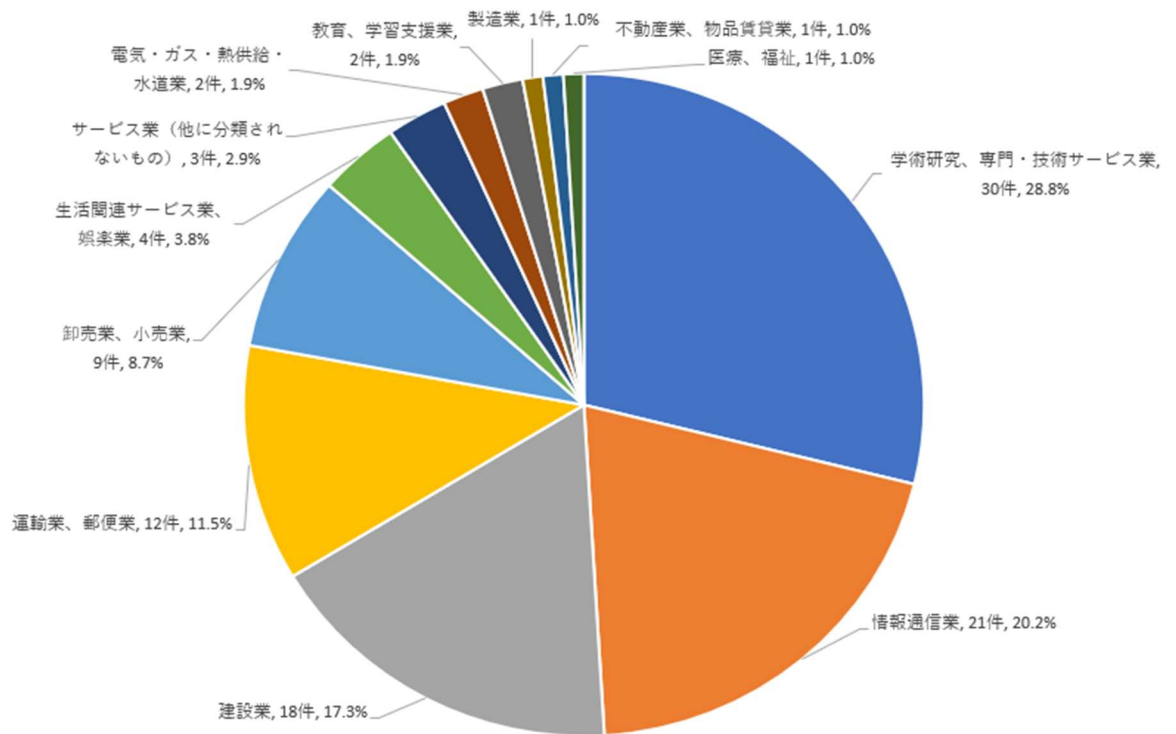
問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 中部事務所 フリーランス課  
電話 052-228-9464 (直通)  
ホームページ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/chubu/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/)

<sup>1</sup> フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章(特定受託事業者に係る取引の適正化)を公正取引委員会及び中小企業庁が担当しており、同法第3章(特定受託業務従事者の就業環境の整備)は厚生労働省が担当している。

## 2 措置件数の業種別内訳（下図参照）

違反事件に係る措置件数は104件であり、業種別にみると、①学術研究、専門・技術サービス業が最も多く30件（28.8%）、次いで②情報通信業が21件（20.2%）、③建設業が18件（17.3%）となっている。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、及びこれらの業種において特定受託事業者に対する業務委託が多く行われていることが要因であると考えられる。

（図 措置件数（104件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類））



### 3 違反行為の類型別件数（第2表参照）

措置件数を違反行為の類型別にみると、全体で192件であり、そのうち、①取引条件の明示義務違反が最も多く83件（違反行為の類型別件数の合計の43.2%）、次いで②期日における報酬の支払義務違反が75件（同39.1%）となっており、これら2つの行為類型で全体の8割超を占めている。

（第2表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為の類型別件数）

違反行為類型	件数	割合
取引条件の明示義務違反	83	43.2%
期日における報酬の支払義務違反	75	39.1%
受領拒否	0	0.0%
報酬の減額	6	3.1%
返品	0	0.0%
買ったたき	12	6.3%
購入・利用強制	2	1.0%
不当な経済上の利益の提供要請	5	2.6%
不当な給付内容の変更・やり直し	9	4.7%
報復措置	0	0.0%
合計	192	100.0%

（注1）1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第1表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）取引条件の明示義務違反については、取引条件の不明示のほか、一部の事項の明示不備も含まれる。

## 第2 フリーランスに係る取引の適正化に向けた取組

### 1 説明会等

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、令和7年度において、中部事務所では1回実施した。

また、公正取引委員会は、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、令和7年度において、中部事務所では10回派遣した。

### 2 相談対応

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、相談を受け付けている。令和7年度において、中部事務所では307件の相談に対応した。

また、令和2年11月から、フリーランスが契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口「フリーランス・トラブル110番」が設置されているところ、当該窓口の運営に当たっては、当委員会も関係省庁として連携している。



フリーランス、個人事業主などで  
契約・お仕事上のトラブルに  
お悩みの方へ

相談料  
無料

相談から解決まで、  
弁護士がワンストップでサポートします！

相談無料 秘密厳守 匿名相談可  
対面・Web相談可 和解あっせん手続費用無料

受付時間  
9:30～16:30（土日祝日を除く）

こんなトラブル、私たちに相談ください！

- 1 あいまいな契約  
報酬が明示されない状態で作業進行、口頭でのやり取りばかりで契約書がない、修正の繰り返しで作業が完了しない。
- 2 報酬の未払い  
報酬の未払いや一方的な減額、報酬期限の引き伸ばし、納品後のクライアント会社の倒産、音信不通。
- 3 ハラスメント  
精神的な攻撃や契約にない作業の強要、一方的な契約の解消などのパワハラ行為、セクハラ行為。

企業などの発注事業者からお仕事を受注する  
フリーランス・個人事業主の皆様はお気軽にご相談ください

まずは電話・メールでご相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様をサポートします！

フリーランス・トラブル110番  
東京事務所（第二次弁護士会）  
運営にあたっては、フリーランスの困りごとを解決する関係機関（弁護士会、公正取引委員会、労働委員会、労働局）と連携しています。  
相談料・あっせん手続費用の無料化  
（2023年3月1日より実施）

無料・匿名・秘密厳守に  
あつたは、相談料・  
あっせん手続費用が  
無料です。

0120-532-110  
通話無料／受付時間 9:30～16:30（土日祝日を除く）  
help@freelance110.jp

公式サイトはコチラ  
https://freelance110.mh.go.jp

公式サイトでは具体的な事例や相談の  
方法なども掲載して  
います。

フリーランス・トラブル110番は、厚生労働省より第二次弁護士会が委託して運営しています。

## 令和 7 年度における勧告事件

件 名	事件の内容	違反法条	勧告年月日
中部電力㈱ に対する件	<p>中部電力㈱は、総務・広報、人事・労務、経理・法務、研究・開発、設備の管理・評価等に関する支援業務を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 9 月 17 日までの間、特定受託事業者 39 名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2) ア 令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 9 月 17 日までの間、特定受託事業者 12 名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p> <p>イ 令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 9 月 17 日までの間、特定受託事業者 2 名に対し本件業務委託をした際に、当該事業者から役務の提供を受けた日から起算して 60 日を超えて報酬の支払期日を定め、当該事業者から役務の提供を受けた日から起算して 60 日を経過する日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第 3 条第 1 項 （取引条件の明示義務） 第 4 条第 5 項 （期日における報酬支払義務）</p>	R8. 2. 27

## 令和7年度における主な指導事件

### 1 取引条件の明示義務違反（第3条第1項）

- ① 情報通信業を営むA社は、ITサポート業務を特定受託事業者へ委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項の全部を明示しなかった。
- ② 電気・ガス・熱供給・水道業を営むB社は、社員研修の実施を特定業務受託者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、報酬の額及び支払期日を明示していなかった。

### 2 期日における報酬支払義務違反（第4条第5項）

- ① 産業用機械の販売を営むC社は、保守点検・修理業務を特定受託事業者へ委託しているが、業務委託をした際に報酬の支払期日を定めておらず、特定受託事業者に対し、当該事業者からの給付を受領した日までに報酬を支払わなかった。
- ② 道路貨物運送業を営むD社は、自動車部品の加工を特定受託事業者に委託しているが、あらかじめ定めた支払期日までに報酬を支払わなかった。
- ③ 情報通信業を営むE社は、番組制作に関連する業務を特定受託事業者に委託しているが、給付を受領した日から60日を超えて報酬の支払期日を定め、給付を受領した日から起算して60日を経過する日までに報酬を支払わなかった。
- ④ 専門・技術サービス業を営むF社は、申請書の作成等の業務を特定受託事業者に委託しているが、特定受託事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、あらかじめ定めた支払期日までに報酬を支払わなかった。

### 3 減額（第5条第1項第2号）

- ① 建設業を営むG社は、塗装工事等を特定受託事業者へ委託しているが、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額から一定率を減じていた。